

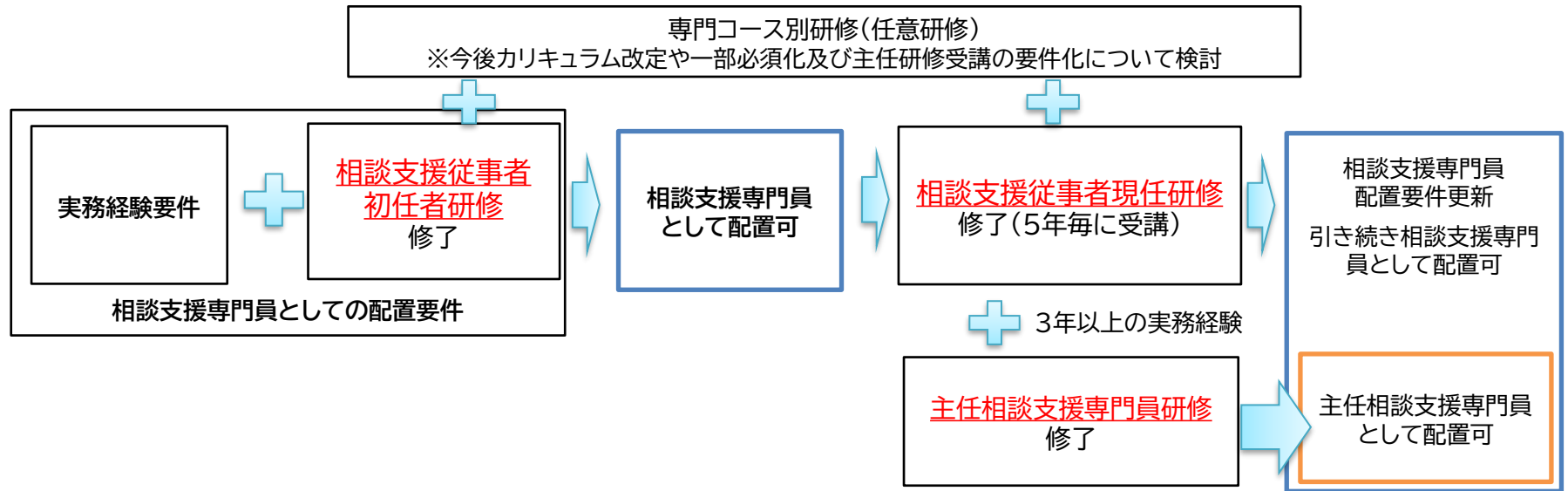
令和6年度の研修計画について



厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修資料
厚生労働省サービス管理責任者等指導者養成研修資料
より一部抜粋

相談支援従事者の研修について

研修体系



※詳細については、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(告示第226号 平成24年3月30日)」を参照してください。

初任者研修及び現任研修における実習の実施

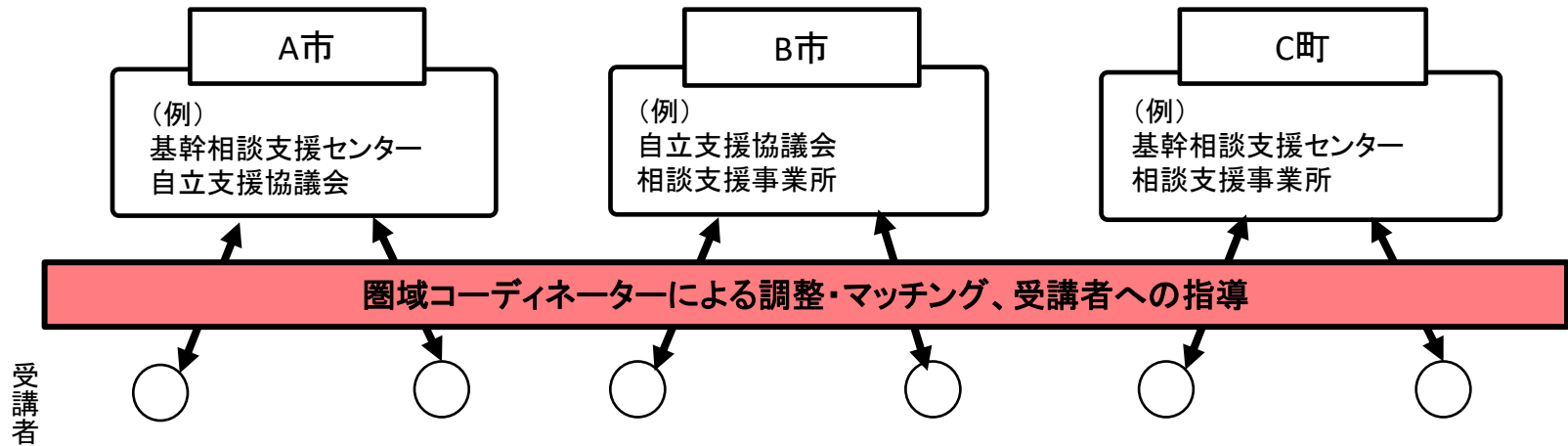
実習について

国の実施要綱に示された標準カリキュラムに基づき、地域の実情を理解し、地域に根差した活動ができる即戦力人材を養成するため、研修期間中に、圏域ごとに配置したコーディネーターの指導・助言を受けながら取り組む「実習」を実施する。

実習期間

- 初任者研修.....8日間の研修期間のうち、5日目の後と、6日目の後に各1か月設定。
- 現任研修.....5日間の研修期間のうち、3日目の後と、4日目の後に各1か月設定。

実習のイメージ



【実習期間における受講者の主な取組例】

- ①基幹相談支援センターでの実習(情報収集等)
- ②市町村協議会への参加(見学)
- ③事業所での実技体験
- ④地域資源の調査

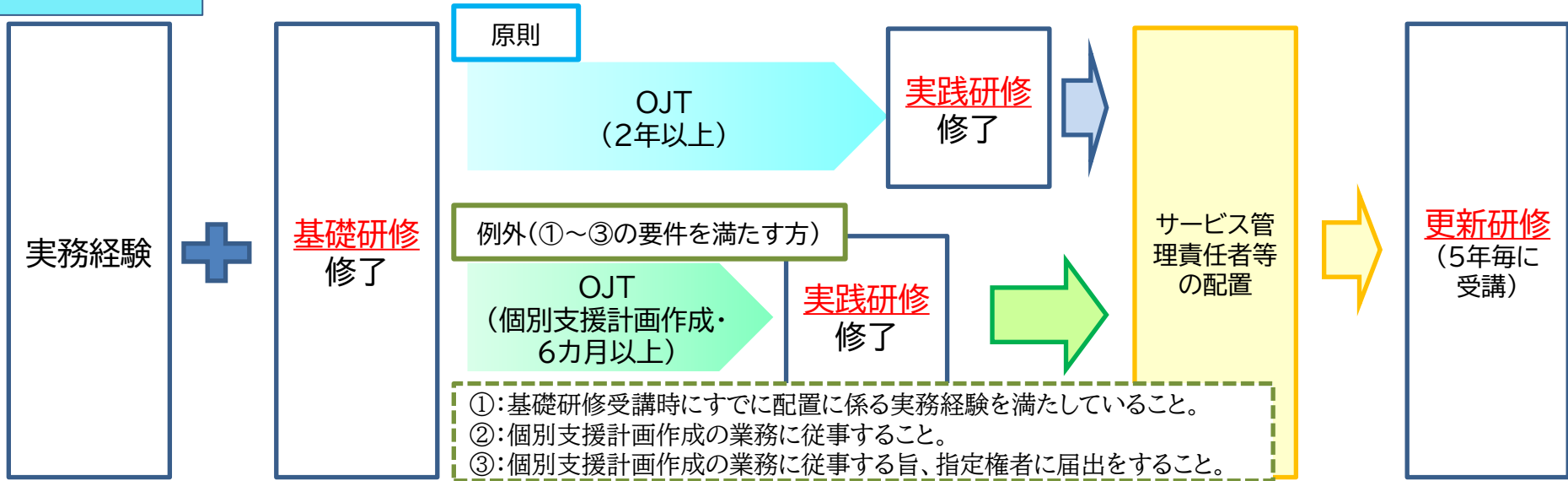
取組後、
レポート
を作成。

【圏域コーディネーター】

圏域の自立支援協議会等において、関係事業所のネットワークづくりや人材育成に関する取組に多年にわたり参画している方

サービス管理責任者等の研修について

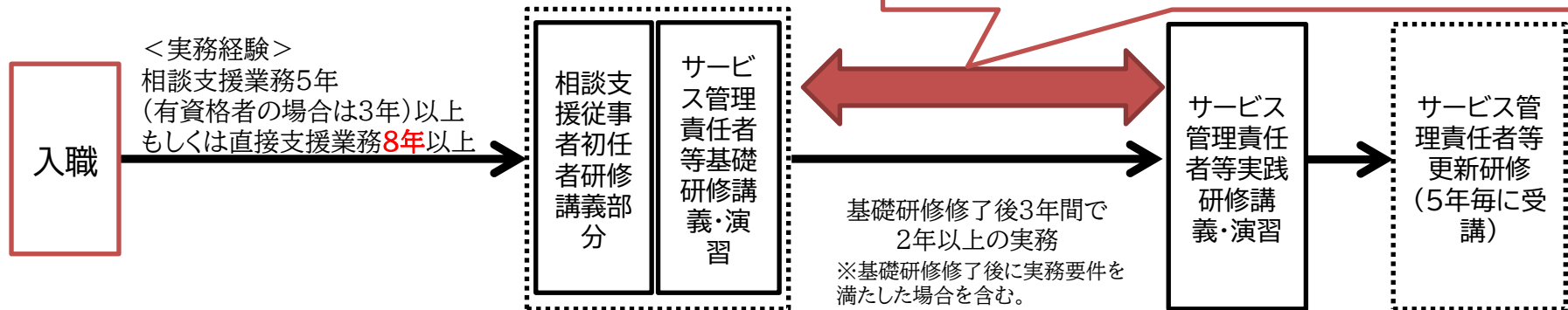
研修体系



経過措置

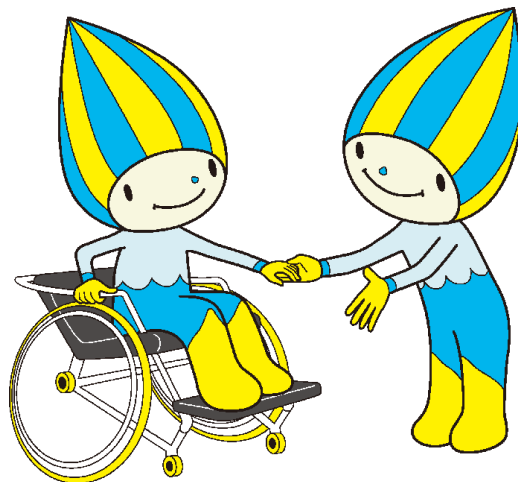
☆基礎研修修了時点で実務要件を満たしている者について
 (R3の基礎研修修了者に限る)

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの**3年間**は、サービス管理責任者等とみなす。



※詳細については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(告示第544号 平成18年9月29日)」、「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて(令和5年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 通知)」を参照してください。

令和6年度の研修日程について



※日程は確定ではありません。実施要項が定まり次第、県ホームページに掲載し、募集を開始しますので、ご確認をお願いします。

◎研修に関する問い合わせ先

障害者地域支援・研修センター TEL:0575-29-7732

○実施要項掲載URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/60414.html>

相談支援専門員研修

研 修 名	募集開始	開催月
相談支援従事者 初任者研修	4月	6月～9月
相談支援従事者 現任研修	6月	8月～10月
主任相談支援専門 員養成研修	12月	2月～3月

※初任者研修及び現任研修については、講義・演習のほか、期間中に2回**実習**があります。

※相談支援従事者専門コースについては、サービス管理責任者等専門コースと同日に開催となります。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

研 修 名	募集開始	開催月
サービス管理責任者等 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修の講義部分を含む)	4月	7月～8月、 8月～10月
サービス管理責任者等 実践研修	4月	6月、11月、 2月
サービス管理責任者等 更新研修	9月	12月～1月
サービス管理責任者等 専門コース別研修	9月	12月

※基礎研修の講義に、**相談支援従事者初任者研修の講義部分を併せて行います。**

(別で相談支援従事者初任者研修を受講せずとも、サービス管理責任者等の研修要件を
満たします。)

※専門コース別研修は相談支援従事者専門コースと同日開催となります。

居宅介護職員初任者研修等

研 修 名		募集開始	開催月
重度訪問介護従業者養成研修	講義・実習 (3日間)	5月	7月
強度行動障がい支援者 養成研修 (基礎研修)	講義・演習 (2日間)	4月	7月
強度行動障がい支援者 養成研修 (実践研修)	講義・演習 (2日間)	9月	11月
障害者ピアサポート研修 (基礎・専門)	講義・演習 (4日間)	9月	11月~12月

※同行援護従業者養成研修等は、指定研修事業者が実施します。